

# 第2期四国中央市空家等対策計画の概要

## 1. 計画策定の背景・目的

本市では平成 29（2017）年に四国中央市空家等対策計画を策定し、県内の先駆けとなった代執行、官民連携の要となる四国中央市空き家・空き地対策連携協力基本協定の締結をはじめ積極的な空き家対策を展開し、一定の成果を上げています。

しかし、令和 2（2020）年国勢調査、平成 30（2018）年住宅・土地統計調査をはじめとする統計資料は、取り組みの充実・強化の必要性を示唆しています。また、市議会においても、様々な指摘や提案がされています。

そこで、これまでの取り組みをさらに進め、全市一丸となった空き家対策を推進するため、第 2 期四国中央市空家等対策計画を策定します。

## 2. 第 2 期計画の基本理念

〔 第 2 期計画の基本理念 〕

### 個に応じた空き家対策の充実と推進

第 2 期においては、「個に応じた空き家対策の充実と推進」を基本理念とします。

第 2 期における施策展開にあたっては、地域の特性や個々の課題に応じた支援策の充実を図り、将来にわたる空き家対策を見据えたうえで、空き家の適正な管理や活用を含めた空き家対策に努めます。

## 3. 第 2 期計画の基本方針

〔 第 2 期計画の基本方針 〕

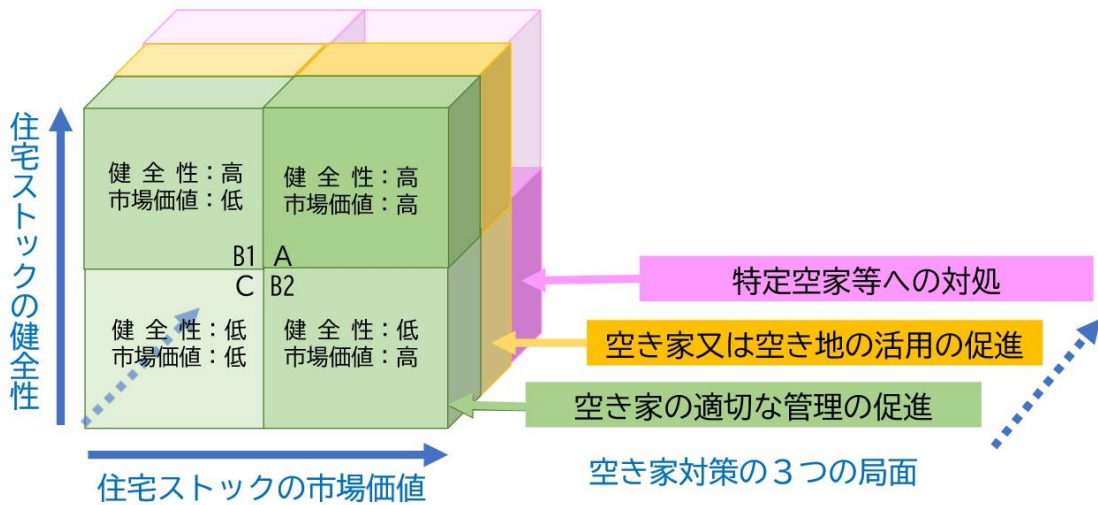
### （1）持続性ある官民連携体制の確立

### （2）住宅ストックの再生の促進

(\*) 本計画においては、「住宅ストック」を「居住に限らず様々な目的の下に建物と土地で構成される私的専用空間」と定義します。

四国中央宅建協会、愛媛県建築士会四国中央支部、愛媛県行政書士会四国中央支部、愛媛県土地家屋調査士会四国中央支部及び愛媛県司法書士会四国中央支部と本市との間で、「四国中央市空き家・空き地対策連携協力基本協定」を締結しており、これを核とした官民連携の取り組みを強化します。また、住宅ストックの再生を促進する施策を整えます。住宅ストックの再生を進めていかなければ、空き家・空き地の増加が進むばかりです。

#### 4. 目標達成の方策



空き家対策の目的は、空き家の再生を通じて、地域活力の維持・向上を図るものです。そこで、この目的を実現するために、「空き家の適切な管理の促進」、「空き家又は空き地の活用の促進」そして「特定空家等への対処」という3つの局面に分けて方策を整理します。



#### 5. 第2期の取り組み（抜粋）

##### 「空き家の適切な管理の促進」

- 「空き家管理支援業者登録制度」

所有者等が遠方に住んでいる場合等に、空き家の管理を請け負う業者を一定の基準の下にリストアップして情報提供する仕組みについて、検討を進めます。

##### 「空き家又は空き地の活用の促進」

- 「過疎地域定住促進住宅整備事業」

定住の受け皿となる住宅を整備し、移住・定住の拡大を図ることを検討します。

##### 「特定空家等への対処」

- 「老朽危険空家除却支援事業(拡充)」

老朽危険空家除却支援事業の公益要件を見直し、たとえば鉄道沿線や水害が懸念される河川沿岸について交付対象に加えます。

## 6. 第2期の取り組み一覧

	実施済	早期取組	中期的取組	長期的取組
<b>【適切な管理の促進】</b>				
(既存事業)				
相談支援事業				
広報啓発事業				
(空き家管理の担い手確保)				
空き家管理支援業者登録制度		R5～検討開始		
(広報啓発の強化)				
クロスメディア化の推進		R5～実施		
<b>【活用の促進】</b>				
(既存事業)				
空き家取得・リフォーム支援事業				
住宅金融支援				
(活用阻害要因への対応)				
既存補助事業等の統合運用				
狭あい道路拡幅整備事業(拡充)				
過疎地域定住促進住宅整備事業				
過疎地域不動産流通支援事業				
住環境向上施策検討事業		R5～検討開始		
(既存住宅活用の促進)				
既存住宅状況調査活用支援事業				
既存住宅市場活性化促進事業				
<b>【特定空家等への対処】</b>				
(既存事業)				
空家法第14条の適正な実施				
老朽危険空家除却支援事業				
(自律的対処の促進)				
老朽危険空家除却支援事業(拡充)		R5～実施		
住宅用地特例の運用の見直し				
住宅用地特例のみなし延長				
(民法を活用した解決の推進)				
本市が当事者となり民法を活用する取り組み				
隣接者等が民法を活用する取り組みの支援		R5～実施		
(緊急安全措置の制度化)				
緊急安全措置の条例化		R5～検討開始		
(特定空家等のデータベース化と他法連携の推進)				
GISデータベースの整備		R5～実施		
他法連携の推進		R5～実施		
<b>【官民連携による空き家の発生抑制】</b>				
(既存事業)				
金融支援連携協力協定				
空き家・空き地対策連携協力基本協定				
(官民一体の空き家対策の実現)				
空き家・空き地対策連携協力推進会議の拡充		R5～実施		
住環境向上施策検討事業(再掲)		R5～実施		

早期取組：早期に着手するもの 中期的取組：計画期間内に実現を図るもの 長期的取組：次期計画に向け検討を進めるもの